

両用品目輸出事業者の輸出管理内部 コンプライアンス体制の構築に関する 指導意見の実務上のポイント

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2021年10月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本稿では、「両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見」（以下「本指導意見」）およびその付属文書である「両用品目輸出管理内部コンプライアンス指針」（以下「本ガイドライン」）について、日本企業にとって留意する必要がある実務上の注目点や動向などをご紹介します。

1. 幅広い事業者に求められる輸出管理コンプライアンス体制の構築

前編で説明したとおり、「本指導意見」および「本ガイドライン」は、あくまで強制性のないガイドラインという位置付けです。したがって、輸出事業者が輸出管理内部コンプライアンス体制を構築することは、法令上の義務ではありません。

ただし、輸出管理のコンプライアンスを確保する観点から、輸出管理リストに記載されている管理品目に該当する（または該当し得る）貨物、技術およびサービス（以下「管理品目に該当する貨物等」）を取り扱う輸出事業者は、輸出管理内部コンプライアンス体制を構築することが推奨されています。

また、輸出管理法では、いわゆるキャッチオール規制も定められています。これは、管理品目に指定されていない貨物・技術であっても、輸出先で大量破壊兵器等の開発製造等に使用されるリスクを知っていた場合などには、輸出許可が必要となる制度です。このため、直接に管理品目に該当する貨物等を取り扱っていない輸出事業者であっても、キャッチオール規制に抵触する貨物等の取り扱いがないか確認することも必要となります。

具体的には、輸出管理リストに記載されている管理品目以外の貨物、技術およびサービスの輸出について、(1) 中国の安全および利益が脅かされるリスク、(2) 大量破壊兵器およびその運搬手段の設計、開発、製造または使用に用いられるリスク、(3) テロリズムの目的に用いられるリスクが存在する恐れがあることを「知っている場合」「知り得べき場合」または「国の輸出管理部門の通知を受けた場合」には、国の輸出管理部門に対し許可の申請を要します（輸出管理法 12 条）。このように、輸出先に関する用途確認は、機微度の低い品目を扱う企業も含めて幅広い輸出事業者に必要なとなります。

したがって、管理品目に該当する貨物等を取り扱う事業者以外であっても、キャッチオール規制等に抵触するリスクに鑑み、社内における適切な輸出管理コンプライアンス体制の構築が推奨されることとなります（ただし、後述のとおり、2021 年 10 月末時点ではキャッチオール規制等の詳細を規定する輸出管理法の新しい細則は公表されていません）。

2. 輸出管理内部コンプライアンス体制構築の進め方

中国現地法人の輸出管理内部コンプライアンス体制を構築するにあたっては、まず、当該事業においてどのような輸出管理上のリスクがあるかを正確に把握することが出発点となります。その上で、輸出管理法や「本指導意見」「本ガイドライン」で重要とされる要素を優先しながら、コンプライアンス体制の構築を進める（従来から一定のコンプライアンス体制がある場合は、こうした要素を組み入れる）というのが基本的な取り組みの方向になります。

グループとしてグローバルに輸出管理コンプライアンス体制を構築している企業の場合は、グローバルでのコンプライアンスルールと、中国の法令や「本指導意見」「本ガイドラ

イン」の双方の内容を踏まえながら、中国における輸出規制に対応する体制を構築することになると言えます。

なお、「本指導意見」および「本ガイドライン」のもとでの輸出管理内部コンプライアンス体制の特徴として、輸出管理コンプライアンス委員会（または輸出管理責任者）が高い独立性を有し、輸出管理関連法令に違反する会社の行為に対して単独で拒否権を行使する（違反行為を禁止し、止めさせる）権限を持つことが推奨されています。これは「一票拒否権」と表現され、このような強い拒否権は、中国で他の分野のコンプライアンス体制を構築する場面ではそれほど多く見られません。輸出管理内部コンプライアンス体制を構築する際に、留意すべきポイントの一つと言えます。

3. HS コードの確認の重要性

「両用品目および技術輸出入許可証管理リスト」（詳細は [「両用品目および技術輸出入許可証管理リストの概要」](#) 参照）は、HS コードに基づき管理品目を特定しており、米国の輸出規制品目分類番号（Export Control Classification Number : ECCN）との対応関係が示されていません。したがって、管理品目への該否を特定するためには、製品に適用される HS コードを正確に確認する必要があります。

グローバルの輸出管理コンプライアンス体制を構築している事業者では、ECCN に基づいて管理しているケースも多いかと思われませんが、中国での輸出管理との関係では、HS コードにより管理することになります。

なお、2021年9月18日に「税関輸出入貨物商品分類管理規定」の改正が行われました（2021年11月1日施行）。同改正では、申告された HS コードを税関が確認する義務が削除され、輸出入事業者自身が製品に適用される HS コードを確認する義務者である趣旨がより明確に示されました。今後、輸出入事業者は、HS コードを従来にも増して慎重に確認する必要があると思われます。これに輸出管理法の遵守の観点からの HS コードの確認が加わり、さらに重要性が増すこととなります。輸出入事業者は、適切に HS コードを確認、適用するノウハウを蓄積し、また、必要に応じて税関による事前分類確認制度を利用することが推奨されます。

4. 技術輸出・みなし輸出規制への対応

輸出管理法では、日本や米国などと同様、物品だけでなく技術等の輸出も規制の対象となっています。この点については、「本ガイドライン」のうち、内部コンプライアンス体制の基本要素としての「三、全面的リスク評価」の項目で、電子メールやソーシャルソフトウェア、オンラインストレージ等による技術情報の伝送が技術輸出に該当し得ることなどが言及されています。技術の輸出に関しては、中国の R&D 拠点で開発した技術を日本の本社へ移転し、グループ会社において、グローバルに利用することへの影響などが懸念されています。

また、いわゆる「みなし輸出」（詳細は [「中国の輸出管理法の概要」](#) 参照）についても、規制対象技術関連業務に外国籍従業員が従事することや、規制対象技術の関連情報を貿易展示会において発表することが、「許可証を申請する必要のある場面」として挙げられている

ます。

日本の外国為替および外国貿易法（外為法）上の「みなし輸出」が基本的に「非居住者」への技術情報等の提供を規制するのに対して、中国の輸出管理法では、米国のように外国籍の個人・組織への提供を規制しています。このため、「本ガイドライン」の規定でも示されているように、例えば、中国現地法人における研究開発（R&D）などの場面で、日本人などの外国籍従業員への技術情報の共有や提供なども、こうした「みなし輸出」に該当する可能性があることとなります。

「みなし輸出」は、日本や米国などでも輸出管理規制の対象であり、特に日本では、昨今、規制強化のための法令改正が検討されています。中国における輸出管理コンプライアンスにおいても、今後、特に注意が必要なポイントの一つと言えます。

他方、「みなし輸出」の規制については、具体的な運用のルール（特に、どういった場合に規制が適用され、どういう場合には適用されないか）が明確でないと、企業としては対応が難しい面があります。このため、これから制定される輸出管理法の下位法令を特に注視する必要があると言えます。

5. 包括許可の実用化に向けた準備

一定の要件のもとに輸出許可を個別の輸出ごとではなく包括的に許可を与えて輸出者の便宜を図る、いわゆる「包括許可」の制度は、輸出管理法制定以前から、「両用品目および技術輸出包括許可管理規則」等に基づいて一応存在しています。ただし、日本の包括許可制度のように実用性が高くなく、実務ではあまり利用されていないとも言われています。

しかし、輸出管理の運用において包括許可の果たす役割は重要であり、中国でも、今後、下位法令の整備が進み、包括許可の活用の重要性が高まる可能性があります（例えば、2021年9月8日には、化学品の領域に関して、「監視制御化学品輸出包括許可管理暫定規則」の意見募集稿が公表されています）。

日本の場合と同様、中国の輸出管理法でも、輸出事業者が適切な内部コンプライアンス制度を構築していることが、包括許可が認められるための重要な前提とされます（輸出管理法14条など）。今後の下位法令の制定・施行の状況を踏まえながら、中国における輸出管理内部コンプライアンス体制の構築を進めるとともに、包括許可の有効活用のための準備も進めることが考えられます。

6. 下位法令の立法の動きや実務の動向に注視が必要

上述のとおり、輸出管理法については、今後、細則レベルの法令が出されてルールがより具体化されることが見込まれています。また、例えば、今後、管理対象となる輸入業者（仕向け先）とエンドユーザーを指定する規制対象者リストなどが公表される可能性もあります（輸出管理法18条）。したがって、まずはこうした下位法令の立法の動きをしっかりと注視する必要があります。

輸出管理法は、管理品目の無許可輸出等に対して、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料等、比較的高額な過料を定めています（輸出管理法33～39条）。商務部は、今後、輸出管理分野において重点的、積極的に法執行を行う可能性があるとの見方もあります。米中の

対立が高まっていることとも相まって、中国国内でも、輸出関連事業者の間で輸出管理分野のコンプライアンスに対する意識が一定の高まりを見せているとも言われています。

日系企業としても、こうした立法や実務の動向を注視しつつ、中国でのビジネス内容およびビジネスを取り巻くリスクの状況に応じて、輸出管理内部コンプライアンス体制の構築を含む適切な対応を行っていく必要があると思われます。

森・濱田松本法律事務所
弁護士 石本 茂彦
弁護士 鈴木 幹太
中国律師 柴 巍

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210042>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp